

諮問番号：令和８年度 諮問第２号

答申番号：令和８年度 答申第７号

答 申 書

第１ 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第２ 主張の要旨

１ 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の(1)から(3)までの理由から、札幌市長が請求人に対して令和７年６月１１日付けで行った令和７年度市民税・道民税・森林環境税（以下「市民税等」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の変更を求めている。

(1) 本件処分により賦課された市民税等の合計額は○円であるところ、所得控除において、社会保険料控除額○円、生命保険料控除額○円及び地震保険料控除額○円の計○円の計上漏れがあるため、これを計上して算定した市民税等の合計額の○円を賦課額とすべきである。

(2) 札幌市国民健康保険料は、市民税等と同じ札幌市長が賦課徴収を行うものであるため、申告がなくても所得控除に計上すべきである。

(3) 本件請求は、本件処分時の適法性の判断を求めるものではなく、審査請求書とともに提出した証拠書類に基づき、本件処分に係る市民税等の賦課額の減額を求めるものである。

２ 札幌市長（以下「処分庁」という。）の主張の要旨

本件処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第３ 事案の概要

１ 請求人は、令和７年度の市民税及び道民税に係る申告書を処分庁に提出していない。また、処分庁には、○及び○から、それぞれ請求人に係る公的年金等支払報告

書が提出されている。

- 2 令和7年6月11日、処分庁は、公的年金等支払報告書に基づき、請求人に対し、令和7年度市民税・道民税・森林環境税税額決定納税通知書により、市民税等の合計額を年額〇円とする本件処分を行った。

なお、処分庁は、本件処分に係る社会保険料控除、生命保険料控除及び地震保険料控除（以下「本件各控除」という。）について、公的年金等支払報告書に記載の社会保険料（特別徴収分）に係る社会保険料控除額〇円（以下「認定部分」という。）のみを認定している。

- 3 令和7年7月9日、請求人は、本件請求を行った。

第4 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

- (1) 請求人は、令和7年度の市民税及び道民税について、本件各控除（認定部分を除く。）の適用を受けようとするときは、これに係る申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないところ、請求人から当該申告書が処分庁に提出された事実は認められない。
- (2) このため、請求人に係る本件各控除については、認定部分のみを控除対象として賦課決定処分が行われたものである。
- (3) また、口座振替により札幌市に納付した国民健康保険料については、実際にその保険料を支払った者（被保険者又は被保険者と生計を一にする配偶者その他の親族に限る。）に社会保険料控除が適用されるものであるため、申告がなければ札幌市において実際に支払った者やその金額を把握することができず、法令上も実務上も所得控除として適用することはできない。
- (4) 加えて、保険会社等に支払った生命保険料や地震保険料については、処分庁において実際に支払った者やその金額を把握できないことは明らかであるため、申告がなければ所得控除として適用することはできない。
- (5) 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過

令和7年9月17日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
令和7年10月21日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出

令和 7 年 1 2 月 1 日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
令和 8 年 3 月 2 5 日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
令和 8 年 3 月 3 0 日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第 5 諮問説明書の要旨

1 裁決についての審査庁の考え

本件請求を棄却する。

2 争点及びこれについての審査庁の考え

(1) 争点

ア 所得控除の適用について

イ 口座振替により札幌市に納付した国民健康保険料について

(2) 争点についての審査庁の考え

前記第 4 の 1 と同旨である。

第 6 本審査会調査審議の経過（日付は、令和 8 年）

4 月 2 3 日	審査庁が、本審査会に諮問
8 月 2 0 日	第 1 回調査審議の実施（令和 8 年度第 3 回札幌市行政不服審査会）

第 7 本審査会の判断の理由

1 本件処分に関する法令等の規定について

(1) 個人住民税の申告について

ア 道府県内及び市町村内に住所を有する個人は、均等割額及び所得割額の合算額によって道府県民税及び市町村民税（以下「個人住民税」という。）が課される（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 9 4 条第 1 項第 1 号並びに北海道税条例（昭和 2 5 年北海道条例第 5 6 号。以下「道条例」という。）第 2 4 条第 1 項第 1 号並びに札幌市税条例（昭和 2 5 年条例第 4 4 号。以下「条例」という。）第 1 8 条第 1 項第 1 号）。

イ 個人住民税の申告は、３月１５日までに、定められた様式による申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないとされている（法第４５条の２第１項本文及び第３１７条の２第１項本文並びに道条例第２８条の４並びに条例第３０条第１項本文）。

ウ ただし、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）第３５条第３項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（公的年金等から控除されるものを除く。）、生命保険料控除額、地震保険料控除額等の控除を受けようとするものを除く。）については、この限りでないとされている（法第４５条の２第１項ただし書及び第３１７条の２第１項ただし書並びに条例第３０条第１項ただし書及び同項第１号法第３１７条の６第１項及び第４項並びに条例第３０条第１項第１号）。

（２）所得控除について

ア 所得控除の概要（法第３４条第１項及び第３１４条の２第１項、道条例第２５条の２並びに条例第２８条の３）

所得控除とは、法第３４条第１項各号及び第３１４条の２第１項各号において定められた金額を、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものである。

なお、所得控除のうち、本件各控除については、下記イからエまでのとおり。

イ 社会保険料控除（法第３４条第１項第３号及び第３１４条の２第１項第３号並びに条例第２８条の３第３号）

社会保険料控除とは、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者について、その支払った、又は給与から控除される金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものである。

ここで、社会保険料とは、所得税法第74条第2項に規定する社会保険料をいい、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険の保険料又は法の規定による国民健康保険税、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護保険の保険料等をいう。

なお、介護保険法では、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者に対する保険料について、年額18万円以上の老齢基礎年金等の支払をする者に特別徴収させることとしている（同法第131条及び第135条並びに介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第40条及び第41条）。

ウ 生命保険料控除（法第34条第1項第5号及び第314条の2第1項第5号並びに条例第28条の3第5号）

生命保険料控除とは、前年中に生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者について、各区分に応じ、それぞれ定める金額の合計額（当該合計額が7万円を超える場合には、7万円）をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものである。

エ 地震保険料控除（法第34条第1項第5号の3及び第314条の2第1項第5号の3並びに条例第28条の3第6号）

地震保険料控除とは、前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第9条第1項第9号に規定する資産（生活の用に供する家具等）を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（以下「地震保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者について、前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の2分の1に相当する金額

（その金額が2万5千円を超える場合には、2万5千円）をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものである。

(3) 公的年金等支払報告書について

毎年1月1日現在において公的年金等の支払をする者で、公的年金等に係る源泉徴収をする義務のある者は、同月31日までに公的年金等支払報告書を、公的年金等の支払を受けている者の同月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないとされている（法第317条の6第4項及び条例第30条の4第4項）。

2 本件処分について

前記第3の1のとおり、請求人は、公的年金等に係る源泉徴収をする義務のある者から令和7年1月1日現在において公的年金等の支払を受けている者で令和6年中において公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものであるが、本件各控除の適用を受けようとする場合にあっては、個人住民税に係る申告書を令和7年1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない（前記1(1)イ及びウ）。

しかしながら、前記第3の1のとおり、請求人から令和7年度の市民税及び道民税に係る申告書が処分庁に提出された事実は認められない。

このため、前記第3の2のとおり、請求人に係る本件各控除については、公的年金等支払報告書に記載の社会保険料（特別徴収分）に係る社会保険料控除額〇円のみを控除対象として賦課決定処分が行われたものである。

したがって、本件処分は関係法令等の規定に基づいて行われているものであると判断され、違法又は不当な点は見受けられない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人の前記第2の1(1)の主張について

前記2のとおり、請求人に係る本件各控除について、公的年金等支払報告書に記載の社会保険料（特別徴収分）に係る社会保険料控除額〇円のみを控除対象とした本件処分に違法又は不当な点は見受けられないため、請求人の主張には理由がない。

(2) 請求人の前記第2の1(2)の主張について

前記1(1)イ及びウのとおり、社会保険料控除等の適用に当たっては、法令上

申告が要件とされており、断片的な情報のみを基に職権で社会保険料控除等を適用することは予定されていない。

以上により、請求人の主張には理由がない。

(3) 請求人の前記第2の1(3)の主張について

前記(1)及び(2)のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、適正な申告がない以上、本件処分に係る賦課額を減額すべき理由はないことから、請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がない。その他、本件処分にこれを変更すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

5 付言

本件処分の結論には影響しないものの、請求人の権利利益の救済を図る観点から、以下のとおり付言する。

前記2から4までのとおり、請求人から令和7年度の市民税及び道民税に係る申告書が処分庁に提出されない限りにおいては、本件処分に係る賦課額を請求人の主張する額に変更することはできないものの、請求人の主張及び審査請求書とともに提出された資料によれば、請求人が本件各控除（認定部分を除く。）の適用の対象となり得る事情を有していることが伺える。

これについて、法第17条の5第4項においては、地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができるとされているため、申告に係る期限（前記1(1)イ）の経過後であっても、当該申告書等が適正に処分庁に提出されれば、処分庁がその内容に基づき本件処分に係る賦課額を減少させる賦課決定をする余地が認められる。

ついては、請求人においては、速やかに申告を行うことを検討されたい。

なお、処分庁においては、今後も申告漏れ等について納税義務者から問合せがあった際には、本件に限らず、期限後の申告を行うことにより権利利益の救済が図られる可能性がある旨を引き続き丁寧に案内することが望ましい。

令和8年（2026年）9月7日

札幌市行政不服審査会

委 員（会 長） 中 島 正 博

委 員 館 田 晶 子

委 員 津 田 智 成